

賃上げ、一時金要求・妥結状況調査

【実施機関】

千葉県商工労働部雇用労働課 - (厚生労働省)

【調査時期】

毎年6月30日、7月31日、12月31日現在

【調査概要】

(目的)

県内企業の春季賃上げ、夏季及び年末一時金に係る要求・妥結状況を把握することにより、労働関係諸施策の基礎資料に供することを目的とします。

(主な内容)

- ・説明文
- ・最終集計(全体、規模別など)

(調査対象)

労働組合のある企業400社

(調査方法)

県民センター県政情報課又は雇用労働課を通じ郵送により調査票の配布・回収、雇用労働課で取りまとめ

(公表時期)

毎年3月頃

(公表方法)

刊行物及びホームページに掲載